

令和8年

第1回 農業委員会総会（月例会）議案

令和8年1月9日

前橋市農業委員会

令和8年 第1回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和8年1月9日 午後3時5分
- ・閉会日時 令和8年1月9日 午後3時37分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要
22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一	

・欠席委員（1名）

17番 奥野 芳男

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也 副参事 井草 依早子 局長補佐 高山 幸治 係長 山田 正史
副主幹 望月 優至 副主幹 阿久澤 強 副主幹 田部井 絢子 主任 田中 惇也

・付議事件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について

寺務局長

それでは、これより令和8年第1回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、17番 奥野 芳男委員の1名であります。従いまして在任委員24名、中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、令和8年第1回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。14番 松田 智之委員、15番 茂木 啓二委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から23番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇(説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長

19番の法人と20番、21番の法人は所在地が同じですが、別法人ですか。

18番委員

別の法人です。

田部井副主幹

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号23番は、5条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から22番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

議 長

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を保留とし、整理番号2番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とし、整理番号2番から3番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から22番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

議 長

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号22番は、3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から21番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号23番、農地法第5条の整理番号22番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇(説 明)
望月副主幹	◇(説 明)
	なお、農地法第3条の整理番号23番、農地法第5条の整理番号22番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (21番委員)	<p>ご報告いたします。整理番号3条の23番、整理番号5条の22番営農型太陽光発電施設、一時転用の更新手続きです。本案件につきましては、更新時期は翌月ですが、発電事業者の変更、栽培する作物の変更、営農者の変更があったため、改めて審査をしていただきたく、申請されたものです。現地・面接調査案内図は、1ページから21ページです。申請地は、ぐんまフラワーパークから北東約480mに位置し、北側、南側、東側は農地、西側は道路に囲まれた農振農用地区域内にある農地です。現地案内図は、5ページをご覧ください。</p> <p>面接には、申請代理人が来られました。現地調査の結果、太陽光発電施設の下部には、キウイ棚が設置されており、キウイ棚に合わせてキウイフルーツの苗が植えられていました。</p> <p>キウイフルーツの10a当たりの標準的な本数は、30から35本で、申請地には10aあたり、45本の苗が作付けされていました。苗は、令和7年4月に定植し根付いており、生育は順調とのことです。</p> <p>営農は、売電事業者の系列会社で農業部門を担う法人で農地所有適格法人が行うとのことです。今後の営農計画ですが、キウイフルーツは、4年目から収穫が行えるとのことで、それまでの間は、剪定、施肥、摘果、受粉管理、除草作業に努めるとのことです。6年目からの収穫では、10aあたり、1,000kgほどの収穫、260万円ほどの売り上げを見込んでいるとのことです。生育が順調であれば、単収8割は確保できるとのことでした。</p> <p>現状、作物は生育途中で収穫はできませんが、4年後には、営農型太陽光の基準である収量8割を満たせるように努力を行うとのことから調査班としては許可相当と判断したいと考えます。</p>
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
20番委員	整理番号3条23番、5条22番についてです。キウイフルーツの品種はなんですか。
21番委員	ヘイワードとのことです。
10番委員	2つお聞きします。1つは収支見込みですが、4年目から収穫できるようですが、支出額の人件費が3年目と変わっていませんが、収穫の分の金額が増えるのではないですか。もうひとつは知見を有するものですが、この方のキウイフルーツの栽培の実績を教えてください。
高山補佐	収支見込みについては、ご指摘の通りです。代理人に金額の確認及び書類の訂正をお願いいたします。
望月副主幹	知見を有するものですが、パネルの南の梨畑の一部を利用し、キウイフルーツを栽培し、出荷・販売を行っています。
議 長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号2

3番、農地法第5条の整理番号22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号23番、農地法第5条の整理番号22番を許可とすることに決定いたします。

議長

なお、営農型太陽光発電施設の下部農地の面積が3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議長

次に、16ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況 | 1件 |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 16件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 5件 |
| (4) 現況証明交付状況について | 1件 |

議長

また、報告事項(5)は、第15回総会において許可とした、法第5条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。